

電気受給(買取)サービス提供条件書

提供条件

- 電気供給サービス提供者
・電気受給(買取)契約による電力買取サービス(以下「本買取サービス」)は千葉電力株式会社(以下、「当社」)が提供するサービスです。
- 本買取サービス対象者
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。
・東京電力管内の太陽光発電設備であること
・当社の電気需給(買取)約款に承諾いただけること
- 買取料金
当社が電気受給(買取)契約者に契約に基づき支払う買取料金は、下表の通りと買取料金の算定いたします。

(円,税込)

区分	単位	料金単価
買取	1kWh	10

※買取単価が変更となる場合は、その適用日を定め、お客様に予め通知いたします。通知方法は、当社ホームページへの掲載やその他当社が適当と判断する方法によります。

- 契約期間 契約期間は受給(買取)開始日から、その属する年度を初年度として年度末まで(最初に迎える3月末日まで)といたします。初年度の契約満了以降は、原則として1年ごとに同一条件にて受給(買取)契約を自動更新するものといたします。
- 解約・契約変更 ・お客様が本買取サービスを解約して、他の事業者を買取先とする場合、その事業者への契約申込みの上、その手続きが完了することをもって解約となります。
・お客様が発電設備の撤去や、契約の変更、転居等に伴い解約を希望される場合には解約希望日を定めた上で、原則として解約日の5営業日前までにご連絡ください。
・解約に伴い当社がお客様に手数料等を請求することは原則としてありません。ただし、解約や契約変更、契約の取りやめ等に伴い当社が送配電事業者から託送供給等約款に基づく工事費負担金を請求された場合は、当社は相当する金額をお客様にお支払いいたします。
・お客様が次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に電子メールまたは郵送、その他当社が適当と判断する方法によって通知し、電気受給(買取)契約を解除することがあります。
- (ア)お客様が小売電気事業者への料金や料金以外の債務を支払わない等の理由で電力の供給が停止された場合
- (イ)お客様が送配電事業者から電力の供給を停止された場合
- (ウ)お客様が電気受給(買取)サービス提供条件書(以下、「本条件書」)や電気受給(買取)約款、託送供給等約款に違反した場合 ・お客様が反社会的勢力に属する、または反社会的勢力と密接な関係を有すると当社が判断した場合は、当社は本条件書に定められた事項に関わらずただちに本買取サービスを解約することができるものと、これにより発生するお客様の損害を当社が賠償する責任はないものとします。

お申込み方法

- 本買取サービスにお申込みされる場合は、電気受給(買取)約款に承諾のうえ、当社インターネットにて必要事項をご記入しお申込みください。
- お申込みの際に、お客様が契約されている買取事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。旧事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

解約・変更手続き

- 解約・変更の受付
お客さまが解約・変更を希望される場合は、電話、電子メールにてお知らせください。
- 変更内容のお知らせ
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

受給(買取)開始時期

- お客様から当社へのお申込みと並行し、送配電事業者によるスマートメーター設置(必要な方のみ)などの手続きが行われます。それら手続きの完了後、受給開始日が確定し、その受給開始日をもって当社での買取が開始いたします。送配電事業者の工事進捗状況により、当社がお客様に申込み時点でご連絡した受給開始予定日やお客様の受給開始希望日通りとはならない場合がございますので予めご了承ください。
・受給開始日は、まだFIT期間が満了してない方は原則FIT期間満了日の翌日となります。FIT期間が既に満了している方は、原則次回検針日となります。ただし、ご契約に必要な情報が不足している場合や、当社がお客様からのお申込みを受領した日によって、前述の日程から受給を開始することが間に合わない場合には、その次に迎える検針日が開始日となることがあります。

個人情報の利用目的について

- お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- 契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で送配電事業者、広域的運用推進機関、他小売電気事業者との間で共同利用いたします。

買取料金の算定

- 買取料金の算定期間
・買取料金の算定期間・原則として前月検針日から当月検針日前日までの期間といたします。
・契約廃止月の算定期間は、契約廃止日当日を最終検針とします。
・契約開始月の算定期間は、受給開始日から直後の検針日の前日までといたします。
・契約廃止月の算定期間は、直前の検針日から受給廃止日といたします。
・送配電事業者からの検診値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますので予めご了承ください。
- 買取電力量の算定
・買取電力量の算定は、送配電事業者により設置された計量器(スマートメーター等)により、送配電事業者が託送供給等約款にしたがって算定します。

お支払い

- お支払い方法
当社がお客様に買取料金をお支払いする方法は、原則としてお客様が予め指定する金融機関の口座へのお振込みとなります。
- お支払い日
原則、毎年5、11月末日までに前月までの未払い分の買取料金をまとめてお振込みいたします。また蓄電池サービス提供有りの買取料金のお客様は11月末日に前月までの未払い分の買取料金をまとめてお振込みいたします。当該支払日が休祝日の場合には、その直前の営業日までにお振込みいたします。
- 振込手数料について
振込手数料は、毎年5、11月のお振込み時に発生し、買取料金から控除いたします。振込手数料は、振込金額が3万円未満の場合、160円(税込)となります。また振込金額が3万円以上の場合には250円(税込)となります。
- 買取料金の確認
各月の発電量と買取料金は、買取料金お振込月に電子メールにて通知いたします。
- 買取料金のお支払いの遅延
送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金算定に遅れが生じた場合や、災害その他やむを得ない事情により、前項(2)で定めたお支払い日でのお支払いができないと当社が判断した場合、お客様に予め電子メール等にてご連絡の上、お支払日の翌月のお支払いに変更することがありますので、予めご了承ください。

その他

- 本条件書や約款に内容変更がある場合は、当社インターネット上での開示、その他当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。
- 旧買取事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客様の不利益が発生する可能性があります。旧買取事業者のサービス内容をご確認ください。
- 電気方式、周波数、標準電圧等は託送供給等約款によるものとします。
- 送配電事業者の指示や災害その他当社の責によらない受給の停止または制限がありお客様に損害が発生した場合、当社はその損害に対する損害賠償責任を負わないものといたします。またお客様が故意または過失によって送配電事業者の所有物を損傷する等の理由により、当社が送配電事業者から損害賠償の請求を受けた場合、当社はその賠償に相当する金額をお客様にお支払いいたします。
- 本買取サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客様の発電場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。
- 本条件書にて定めていない事項については、電気受給(買取)約款、託送供給等約款、その他当社の契約関係書類によります。

※上記記載価格は、消費税10%に基づく金額です。消費税の変更に伴い上記金額が変更となる場合がございます。
※記載内容は2020年5月1日時点のものであり、当社ホームページへの掲示をもって変更のお知らせとさせていただきます。

上記の事項は「電気事業法」に基づいて提示しております。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面及び当社ホームページへの電気受給(買取)約款の掲載にて提供いたします。ご利用にあたり重要な事項ですので、十分ご理解いただけますようお願いいたします。